明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［略］

［項を削る。］

［略］

別表第二（第十二条関係）

［略］

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
八王子少年鑑別所	東京都
東京西少年鑑別所	東京都
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第四（第二十四条関係）

所管少年鑑別所	分所の名称	位置
札幌少年鑑別所	函館少年鑑別所	函館市
	釧路少年鑑別所	釧路市
仙台少年鑑別所	盛岡少年鑑別支所	盛岡市
	山形少年鑑別支所	山形市
名古屋少年鑑別所	富山少年鑑別支所	富山市
［略］		

［同上］

小田原少年院　小田原市

［同上］

別表第二（第八条関係）

［同上］

別表第三（第十二条関係）

名称	位置
［同上］	
釧路少年鑑別所	釧路市
［同上］	
山形少年鑑別所	山形市
［同上］	
八王子少年鑑別所	東京都
［項を加える。］	
［同上］	
富山少年鑑別所	富山市
［同上］	

別表第四（第十八条関係）

所管少年鑑別所	分所の名称	位置
札幌少年鑑別所	函館少年鑑別支所	函館市
仙台少年鑑別所	盛岡少年鑑別支所	盛岡市
［項を加える。］		
［同上］		

第二表

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
（教育調査官） **第十一条**　東日本少年矯正医療・教育センターに教育調査官二人を、多摩少年院、久里浜少年院、瀬戸少年院、京都医療少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。 2　［略］	（教育調査官） **第十一条**　東日本少年矯正医療・教育センター及び関東医療少年院に教育調査官二人を、多摩少年院、久里浜少年院、神奈川医療少年院、瀬戸少年院、京都医療少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。 2　［同上］